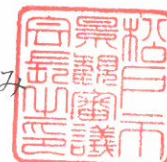




松街都景審第5号  
令和6年2月15日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市景観審議会  
会長 池邊 このみ



令和5年度松戸市景観条例第17条第1項に基づく調査審議  
事項について（意見書）

松戸市景観条例第17条第1項の規定に基づき、令和6年2月15日  
付け松街都第339号をもって諮問のありました標記の件については、  
調査審議の結果、下記のとおり意見書を提出いたします。

#### 記

1 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な  
景観の形成に係る事項に関すること

・「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について

（坂川散策路整備事業の報告について）

別紙のとおり

・「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について

本件については、事業継続中のため、次年度以降に調査審議を継続  
する。

松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る事項に関することのうち、「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について、令和5年度に検討を行った結果について、下記のとおり意見書を提出いたします。

#### 記

- 1 松戸駅周辺公共サイン整備計画について、歩行者等の円滑な移動及びまち歩きを促進するため、当該地区における人の流れを加味し、関係各所と調整の上、策定すること。

また、次年度以降の整備計画に基づく設計及び施工について、松戸市公共サインガイドラインに則したデザインとすること並びに松戸駅周辺における将来計画との整合を念頭に、丁寧な調整を行うこと。

- 2 当該事業及び関連事業である坂川散策路整備事業を行うにあたり、今後、地元関係者からの意見等も踏まえて、松戸市景観条例に基づく景観形成重点地区の指定などの検討を進めること。